

国自安第 106 号の3
令和6年11月 1 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記の1件について事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

この事案は、荷役作業量を考慮した運転者の負担とならない運行計画の作成・指示をしていないことなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴各運輸局等においては、本報告書を踏まえ、運行管理の重要性について改めて意識したうえで、事業者に対し指導をお願いします。

なお、本件については、別紙のとおり関係団体に対し通知したので申し添えます。

記

[重要調査対象事故]

- ・ 中型トラックの追突事故 (山形県東根市)
: 別紙1、別添1、別添2



国自安第106号
令和6年11月1日

公益社団法人日本バス協会会長
一般社団法人公営交通事業協会会長
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長
一般社団法人全国個人タクシー協会会長
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長

殿
(単名各通)

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに1件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今回公表された事案は、中型トラックの運転者が、当初計画以上の荷下ろし作業で疲労し、眠気を感じながらも休憩場所を探しながら運行していたことにより前方への注意力が低下し、バス停留所に停止していた乗合バスに追突した事故です。

この事案は、荷役作業量を考慮した運転者の負担とならない運行計画の作成・指示をしていないことなど、不適切な運行管理が原因のひとつと考えられております。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

[重要調査対象事故]

- ・ 中型トラックの追突事故（山形県東根市）
：別紙1、別添1、別添2

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

国自安第 106 号の2
令和 6 年 11 月 1 日

一般社団法人日本自動車工業会常務理事 殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により新たに1件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

今後、同種の事故を防止するためには、本報告書において再発防止策等の中で提言等がされている事項について、関係者において着実に進めていく必要があることから、貴会傘下事業者に対し、同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

[重要調査対象事故]

- ・ 中型トラックの追突事故（山形県東根市）
：別紙1、別添1、別添2

※ 事業用自動車事故調査報告書については、以下のURLからも確認いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

関自保第228号
令和6年11月12日

一般社団法人東京都トラック協会会長 殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、物流・自動車局安全政策課長から別添（令和6年11月1日付け、国自安第106号の3）のとおり通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に努めていただけますよう、周知徹底をお願いします。

なお、関係者へ周知徹底の際には、特に下記事項について重点的に周知等をお願いします。

記

中型トラックの追突事故（山形県東根市）：別紙1、別添1、別添2

事故概要

・中型トラックが国道48号を走行中、バス停で客扱いのため停車していた乗合バスに追突し、乗車しようとしていた乗客2名を路上に転倒させ、うち1名を車両下部に巻き込み、さらに歩道に乗り上げて停車した。この事故により、乗客2名が重傷（うち1名は約1年後に死亡）、運転者2名が軽傷を負った。

【主な事故原因】

- ・事故を起こした運転者は負荷の高い荷役作業と運行を休憩をとらないまま長時間（約6時間）続けたことにより疲労し、注意力が低下した状態で、また、休憩場所を探しながら法定速度を超えた速度で運行していたことにより、前方で停車していた乗合バスを衝突直前まで認識することができなかった。
- ・事故を起こした運転者は採用されてから短期間に運転操作ミスによる物損単独事故を繰り返し惹起していたにもかかわらず事業者と運行管理者は、事故原因を究明し、その原

因を踏まえた実技教育などを通じたきめ細かな指導・教育を運転者に対して行っていなかった。

- ・事業者及び運行管理者は初任運転者（当該運転者）に対し、初任診断の結果、指摘された運転特性を踏まえ、添乗指導などを通じた指導・教育を行ったものの、指導・教育後の改善状況を把握していなかった。
- ・乗務記録や運行記録計による記録が残っていない等の運行が複数回あったことから、運行管理者の点呼の際の確認が不十分であったことに加え、当該記録についての事業者及び運行管理者による日頃の指導・教育が不十分であったと考えられる。

【主な再発防止策】

事業者及び運行管理者は、安全運行のために、特に次の運行管理等を適切に行うこと。

- ・荷役作業を伴う運行計画を作成する際には、作業量に見合った作業時間などを考慮するとともに、疲労回復のための休憩時間を設けることにも配慮すること。
- ・配送先での運転者の荷役作業の負担が増えないよう配送先に要請すること。
- ・運転者に対し、疲労を感じながら運転することは、居眠りや、居眠りに至らないまでも進路前方への注意力の低下に繋がる危険性があることを理解させ、運転中に疲労を感じたときは直ちに休憩するよう指導すること。
- ・初任運転者や事故惹起者に対し特別な指導を実施する際には、実技教育などを通じてきめ細かな指導・教育を実施するとともに、実施内容が理解されているか確認することや指導・教育後の改善状況を把握すること。
- ・運転者に対し、運行記録計による記録が必要な自動車については、運行開始前に運行記録計に記録紙を確実に装着するよう指示し、業務後点呼において、瞬間速度、運行距離及び運行時間が正しく記録されているかを確認するとともに、特に初任運転者に対しては、運行記録計による記録の重要性を理解させること。
- ・運転者に対し、見通しの良い下り坂では速度が上がりやすいことを、また、高い速度で運行すると、視野が狭くなり、周囲の状況を認識しにくくなるため、危険な状態に気付きにくくなるとともに、危険な状態に気付くまでの間に進む距離が長くなるため、気付いた時には危険を回避できなくなる可能性があることを運転者に認識させること。
- ・運転者に対し、脇見運転の危険性を、脇見している間に進む距離を具体的に伝えることなどにより理解させること。